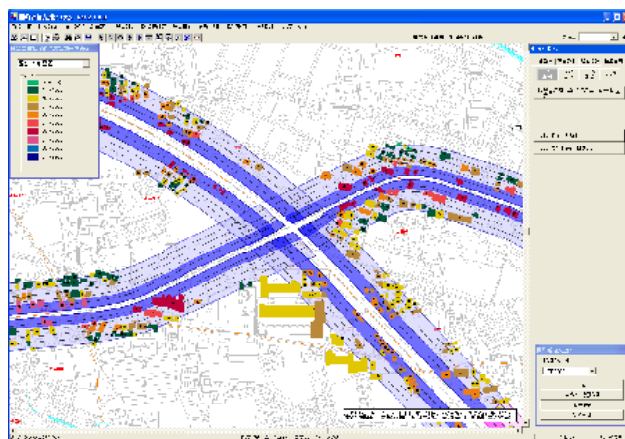


自動車騒音の状況の常時監視について

自動車騒音常時監視の内容は・・・

- 実施計画の策定（毎年策定し、環境省へ）
- 監視（対象路線の騒音等の測定・面的評価（道路端より50mの範囲の住居））
- 報告（環境省へ）



自動車騒音の測定から面的評価まで一連の業務のお手伝いが可能です

当社は、環境省面的評価支援システムによる実績があります。

（埼玉県所沢市、川越市、熊谷市、茨城県 ほか）

株式会社 環境総合研究所

計量証明書登録 音圧レベル 第音7号

《 本 社 》

〒350-0844
埼玉県川越市鴨田592-3
TEL 049-225-7264
FAX 049-225-7346
office@kansouken.co.jp

《 北 関 東 支 社 》

〒310-0903
茨城県水戸市堀町1115-5
TEL 029-303-7581
FAX 029-303-7582
kitakan@kansouken.co.jp

担 当

自動車騒音常時監視業務の流れ

実施計画の策定

「地域の確認」都市計画、用途地域等、「交通情勢の確認」名称、延長、交通量等
「道路構造の確認」高架や切土、保全対策措置（防音壁等）等
「その他」対象路線の評価ローテーション



騒音等測定

「騒音測定」道路端 24時間、背後地時間帯毎 各2回
「交通量測定」時間帯毎 各2回、「車速」時間帯毎 各2回



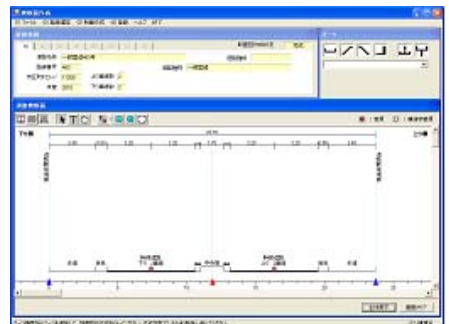
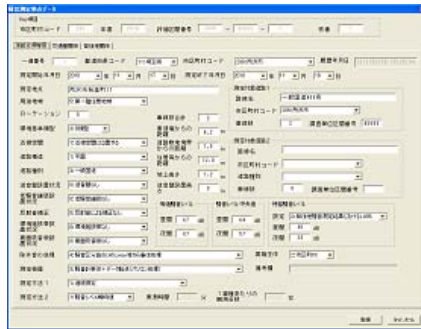
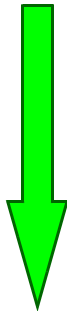
沿道把握

「住居確認」上下車線の戸数、建物用途等（道路端から50mの範囲）



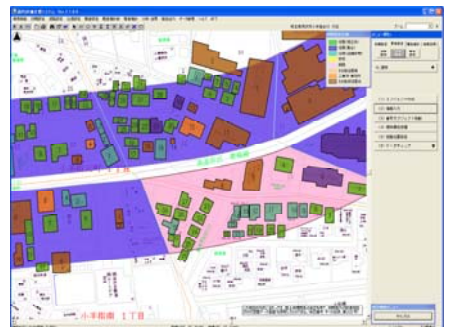
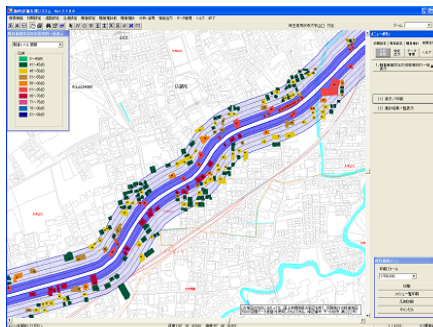
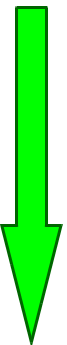
データ整理・入力

対象路線の騒音レベル、交通量、車速、戸数、建物用途等のデータ整理・入力



騒音暴露状況の把握

環境省面的評価支援システムによるデータ処理



報告

環境省への報告（定められている様式等により報告）

自動車騒音常時監視業務の内容

自動車騒音常時監視は、道路を走行する自動車の運行に伴って発生する騒音に対して、地域が曝される年間を通じての平均的状況を継続的に把握することをいい、平成21年度は179の地方公共団体において行われています。

評価は、従来の自動車騒音測定「その地域を代表すると思われる測定点」において、環境基準の達成地点数による評価（点的）でしたが、平成10年に環境基準が改正され、一定地域内の各住居等のうち環境基準を達成した戸数による評価（面的評価）に変わりました。

面的評価の監視対象は、幹線交通を担う道路の道路端から両側50メートルの範囲内の住居等（商業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）となっています。

この評価結果は、道路交通騒音対策の必要性や対策効果の把握、沿道の土地利用を含む総合的な施策の推進に活用するものです。

また、評価結果の状況は後日、（独）国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ（環境GIS 自動車交通騒音実態調査報告）」においても、地図と共に情報提供されます。

目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とする（環境省 環管自発050629002号 平成17年6月29日 事務処理基準より。近々、事務処理基準及びマニュアルが出る予定。）

対象

1. 監視地域

自動車騒音の常時監視の対象（地域及び道路）となるのは、幹線交通を担う原則2車線以上の車線を有する道路で、住居等が存在する地域（道路端から50mの範囲）。

- ・ 高速道路
- ・ 一般国道
- ・ 都道府県道
- ・ 市町村道（4車線以上の区間）

2. 評価区間

対象となる幹線道路は、交差点、道路の形状や構造（高架、盛土、切土等）、インターチェンジ等で交通状況が変わるため、1路線（国道1号線が市内を横断等している場合、市町村境から市町村境の間）でも、上記の条件や構造で区間が区切られます（評価区間）。自動車騒音の常時監視では、この評価区間ごとに評価します（評価区間の参考として、国土交通省が行っている道路交通センサス（平成17年度版）を参考とします。平成22年度版が8月に出る予定です）。

実施計画

実施計画の策定は、毎年の監視について、一定の水準が確保され、かつ効率的に実施されるために、次の項目を定めることにより行います。

- (1) 監視地域に関する基礎調査の計画
- (2) 監視の対象となる道路
- (3) 面的評価の計画
- (4) その他、自動車騒音の状況の把握を適切に行うために必要と認められること

「計画例」

自動車騒音の常時監視の頻度は、原則5年に1回、全対象路線を行います（実際の計画書は環境省の様式があります。別紙 参照）。

| | | 年度 | | | | | | | |
|-------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 対象道路 | 路線名 | 番号 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
| | 対象道路 | 市道1号線 | -1 | | | | ○ | | |
| -2 | | | | | | ○ | | | |
| 市道2号線 | | -1 | | ○ | | | | | ○ |
| | | -2 | | ○ | | | | | ○ |
| 市道3号線 | | 1 | | | ○ | | | | |
| 県道1号線 | | -1 | | ○ | | | | | ○ |
| | | -2 | | ○ | | | | | ○ |
| | | -3 | | ○ | | | | | ○ |
| 県道2号線 | | -1 | | | ○ | | | | |
| | | -2 | | | ○ | | | | |
| 県道3号線 | | 1 | | | | | ○ | | |
| 県道4号線 | | 1 | ○ | | | | | ○ | |
| 国道1号線 | | -1 | | | | ○ | | | |
| | | -2 | | | | ○ | | | |
| | | -3 | | | | ○ | | | |
| 国道2号線 | | 1 | ○ | | | | | ○ | |
| | | -2 | ○ | | | | | ○ | |
| 高速道路 | | -1 | | | | | ○ | | |
| | -2 | | | | | ○ | | | |
| 路線数 | | 10 | 3 | 5 | 3 | 5 | 3 | 3 | 5 |

※・原則5年ごとに評価を行う（平成24年に行った場合、次回は平成29年）

- ・対象道路の番号は評価区間を表す。
- ・計画道路や未共用道路は計画に含めなくても良いです。

面的評価

面的評価は、対象道路の沿道状況の把握、騒音発生強度の観測、騒音暴露状況の把握を行うことにより実施します。

1. 沿道状況の把握

沿道状況の把握は、評価区間ごとに行う（上下線道路端より50m）。

- ・ 建物の位置（地図と現地目視での確認）
- ・ 戸数（現地確認）
- ・ 建物（用途、形状等の確認）
- ・ 道路（周辺の地形、防音壁、構造等の確認）
- ・ 対象道路地域の環境基準類型

2. 騒音発生強度（騒音レベル）等の把握

騒音発生強度の把握は、現地（対象道路地域の代表となる地点）による測定。

- ・ 騒音レベル（原則道路端代表1点、24時間及び背後地1点時間帯（昼・夜）各2回）
- ・ 交通量（時間帯（昼・夜）各2回）
- ・ 車速（上下線各10台）

※1 現地での測定は、年間を通じて平均的な状況を呈する日（晩春（蛙が鳴き出す頃）から晩秋（虫の鳴き声）は、測定に影響が出やすい時期で一般的に測定は避けている。）。

※2 次のいずれかに該当する場合は、現地における測定によらないことができます。

ア 各評価区間を道路構造、交通流等の観点から、音響特性が類似する評価区間群に整理し、類似する評価区間にあるいずれかの沿道騒音レベルを、整理した評価区間群の全体を代表する騒音レベルとして準用できる場合。

イ 評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな場合。

3. 騒音暴露状況の把握

騒音暴露状況の把握は、評価区間ごとに当該評価区間内の全ての住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握する。

使用ソフト等

- ・ 環境省面的評価支援システム（環境省よりダウンロード）
- ・ 電子地図（ゼンリンZmap-TOWNⅡ）
- ・ 電子地図（国土地理院数値地図25000(空間データ基盤)）
- ・ 都市計画地図
- ・ GISエンジン（カーネル製又は環境省よりダウンロード）
※環境省よりダウンロードする場合、ID及びパスワード（申請）が必要となります。
- ・ パソコン（システムの動作に必要なパソコン（環境省面的評価支援システム概要参照））

成果品

成果品は下記の通りで、年1回（7月末頃）環境省に報告します。

「報告事項（事務処理基準より）」

報告に当たっては、監視の対象とする道路の全ての評価区間を報告の対象とし、次に示す事項を報告するものとする。

- ・ 評価区間ごとに住居等の騒音暴露状況、道路の状況、環境保全措置の実施状況
- ・ 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況
- ・ 騒音発生強度の把握において調査された沿道騒音レベル、自動車の交通量及び速度
- ・ 評価区間及び騒音発生強度の把握の地点に関する地理情報
- ・ その他、各年の報告の依頼において、必要とされた事項

※環境省への報告は、紙媒体と電子媒体になります。

その他

使用するパソコンや電子地図を委託の中で購入し業務を行う場合、そのライセンスを取得し（担当部署名）帰属します。